

(3) 騒音・振動・悪臭

○ 自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、平成 24 年度で約 94%となっています。また、要請限度（基準）の超過状況は、約 7%の地点で要請限度を超過しています。

[課題]

◆ 自動車交通が集中している地区では、依然として騒音の環境基準を達成していない箇所や要請限度を超過している箇所があり、引き続き道路構造の改善や交通流の円滑化などの対策が必要です。

(5) 土壌・地下水・地盤環境

○ 市街地において、工場の移転や再開発等に伴って、土壌汚染が明らかになる事例が生じています。また、地下水については、揮発性有機化合物などによる汚染事例が現在でも生じています。

[課題]

◆ 土壌や地下水の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には、迅速かつ適切に対応することが必要です。

(6) 廃棄物

○ 廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに経年的に減少傾向にあります。廃棄物最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で 22.8 年（平成 23 年度末）、産業廃棄物で 15.7 年（平成 23 年度末）と推定されています。

○ 県に寄せられた産業廃棄物の苦情では、野焼きや不法投棄のほかに、不適正保管に関するものが多く寄せられています。

[課題]

◆ 天然資源の投入量と廃棄物の最終処分量をできるだけ少なくするため、あらゆる場面で 3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を推進し、資源循環型の地域づくりを進めることが必要です。
◆ 不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を一層推進することが必要です。

(7) 自然環境

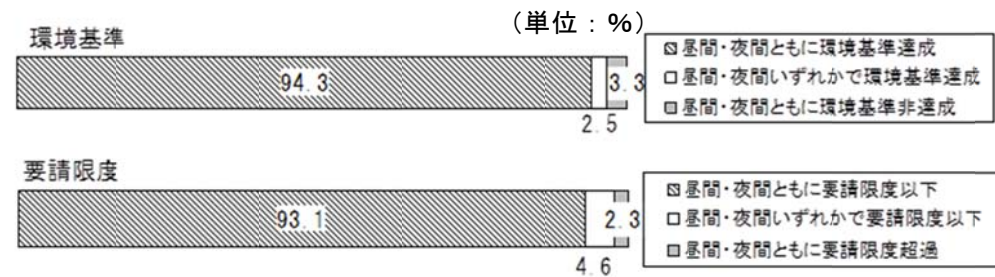
○ 本県の植物種は、シデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く見られ、野生状態で生育する植物全体では約 2,720 種（維管束植物約 2,220 種及びコケ植物約 500 種。移入種を除く。）が確認されています。

○ 動物種は、哺乳類（海生哺乳類を含む）64 種、鳥類 398 種、爬虫類 15 種、両生類 20 種の生息が確認されています（すべて外来種を除く）。また、淡水産魚類 51 種、昆虫類約 7,600 種、クモ類 512 種、陸・淡水産貝類 180 種及び内湾産貝類約 350 種（昆虫類以外、外来種を除く）の生息が確認されています。

[課題]

◆ 都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったこと等により、多様な生物の生息生育空間であった緑地や水辺の減少や質の劣化が見られ、早急な対策が必要です。
◆ 外来種（移入種）による生態系への影響、鳥獣による農林業被害等の問題が生じており、希少野生生物の保護、外来種対策、野生生物の適正な保護管理が必要です。

自動車騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況（平成 24 年度）



（環境部調べ）

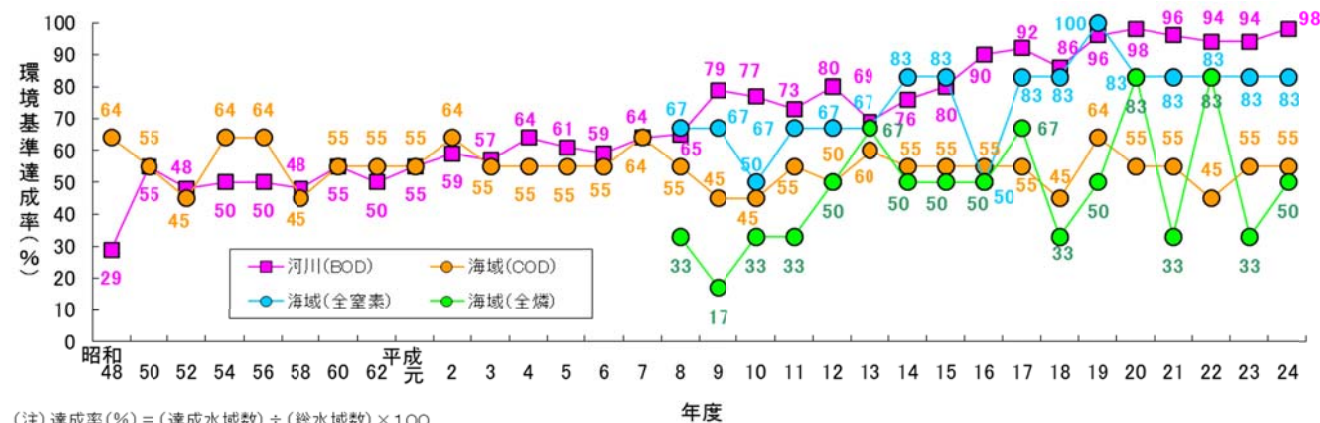
(4) 水環境

○ 伊勢湾・三河湾に流入する COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量の負荷量については、下水道整備等により削減が進んでいるものの、伊勢湾・三河湾の水質環境基準の達成率は、長期的に見て横ばいの状況が継続しています。

[課題]

◆ 伊勢湾・三河湾は、外海との水交換が行われにくい閉鎖性水域であるため、下水道など生活排水対策をはじめとした汚濁負荷の流入対策はもとより、干潟・浅場の造成など、総合的な対策が必要です。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



（注）達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100
 (資料) 環境部調べ

第3章 計画の目標

1 計画の目標

- 将来世代が、大気や水、食料やエネルギーなどの自然からの様々な恩恵を引き続き享受しつつ発展していくためには、この地球が持つ自然の営みの中で、人類と自然が共存できる「持続可能な社会」を形成していくことが求められています。
- 本県は、世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛・地球博と、生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催という、世界でも例のない経験を積み重ねたことから、地域全体に「持続可能な社会」への意識が高まるとともに、県民参加の機運が県民の間に根付いています。
その一方で、本県には、日本一のモノづくり地域として、世界に誇る厚い産業集積があります。
- こうしたことから、本県は、その高い産業力・技術力や県民の高い環境意識を生かし、環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、「持続可能な社会」づくりに大きく貢献していくことを目指していきます。
- このため、県民生活の基盤となる「安全で快適な暮らし」を確保しつつ、経済・産業活動に常に環境配慮の視点が組み込まれる「環境と経済の調和」のさらなる進展を図っていきます。
- さらに、本年11月に開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」を契機として、「環境首都あいち」の担い手の育成「人づくり」を進め、県民みんなが、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らすよう行動することを目指していきます。
- このように、「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、2030年に向けた本計画の目標として、「県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指します。

【計画の目標】
県民みんなが未来へつなぐ「環境首都あいち」

「3つのあいち」づくりを
通して目標を実現

目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり

◆**環境と経済の調和のとれたあいち：**

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

◆**安全で快適に暮らせるあいち：**

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。

◆**県民みんなが行動するあいち：**

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

【「安全・安心の確保」を最優先】

- 環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であることから、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組みます。

【分野横断的・総合的な施策の展開】

- 各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とします。
- これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるように、分野間での連携を図りながら展開していきます。

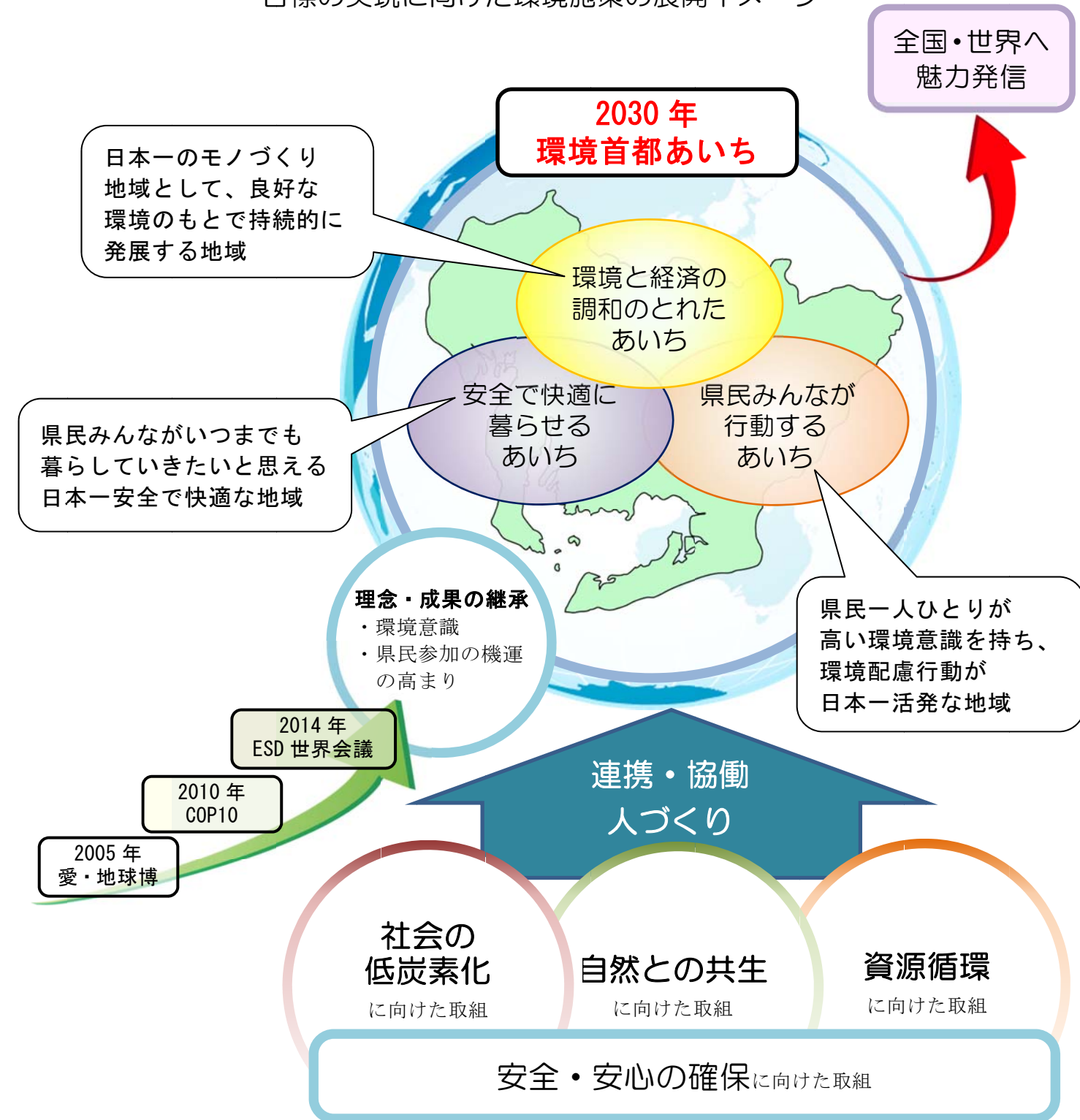
【環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進】

- 県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう、「人づくり」に取り組まず。

【多様な主体間の連携・協働による施策の展開】

- 県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていきます。

目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ



3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

項目	現況 ^{※3}	目標	取組分野
環境基準の達成状況	<p>【主な非達成項目(平成24年度)】</p> <p>大気汚染 光化学オキシダント(0%) 微小粒子状物質(32%)</p> <p>公共用水域の水質汚濁 河川のBOD(98%) 海域のCOD(55%)、全窒素(83%)、全磷(50%)</p> <p>ダイオキシン類 公共用水域の水質(96%)</p> <p>注：括弧内は達成率</p>	全項目 ^{※1} 及び全地点での達成	安全・安心の確保
次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数	60万台 (平成23年度末)	200万台	社会の低炭素化
次世代自動車充電インフラの整備状況	661基 (平成24年度末)	1,600基	
優れた自然環境を有する地域の面積等 ①自然環境保全地域の指定 ②鳥獣保護区の面積 ③生息地等保護区の指定	<p>①15か所 (平成24年度)</p> <p>②25,265km² (平成24年度)</p> <p>③2か所 (平成24年度)</p>	<p>①18か所 (平成28年度^{※2})</p> <p>②現状維持 (平成28年度^{※2})</p> <p>③4か所 (平成28年度^{※2})</p>	自然との共生
指定希少野生動植物種の指定	11種 (平成24年度)	17種 (平成28年度 ^{※2})	
県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	46.7% (平成24年度)	75%	
廃棄物の排出量 ^{※4}	<p>一般廃棄物 280.1万トン (平成20年度)</p> <p>産業廃棄物 1,641.8万トン (平成20年度)</p>	<p>一般廃棄物 254.1万トン (平成28年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 1,545.3万トン (平成28年度^{※2})</p>	資源循環
廃棄物の再生利用率 ^{※4}	<p>一般廃棄物 22.8% (平成20年度)</p> <p>産業廃棄物 63.1% (平成20年度)</p>	<p>一般廃棄物 25.9% (平成28年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 67.6% (平成28年度^{※2})</p>	
廃棄物の最終処分量	<p>一般廃棄物 29.8万トン (平成20年度)</p> <p>産業廃棄物 116.2万トン (平成20年度)</p>	<p>一般廃棄物 23万トン (平成28年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 95.4万トン (平成28年度^{※2})</p>	

※1 環境基本法等により規定される環境基準を指す。
 ※2 29年度以降については、各個別計画において、新たな目標を設定する。
 ※3 各数値目標を設定した際の現況数値を指す。
 ※4 排出量＝再生利用量＋中間処理による減量＋最終処分量
 再生利用率＝再生利用量/排出量